

地域建設業経営強化融資制度における債権譲渡承諾に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）と建設工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結している請負者（以下「請負者」という。）が、地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号通達）（以下「本制度」という。）を利用する場合における、建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）第5条第1項ただし書に基づく債権譲渡の承諾手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 企業団が債権の譲渡を承諾する対象となる工事は、企業団が発注する250万円を超える建設工事とする。ただし、下記の工事については対象外とする。

- (1) 履行保証を付したもののうち、企業団が役務保証を必要とする建設工事
- (2) 附帯工事、受託工事等の特定の収入財源を前提とした工事
- (3) 債務負担行為に係る工事、ただし、債務負担行為の最終年度に係る工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事又は前年度から繰越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれるものを除く。
- (4) 継続費を設定した工事（最終年度で年度内に終了見込みの工事及び次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満の工事を除く。）
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む）に基づく低入札価格調査制度に係る調査の対象となった工事
- (6) その他、請負者の施工する能力に疑義が生じているなど、特別な事由があると認められる工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される債権は、当該請負工事が完成した場合において、請負契約書第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金及び部分払金並びに請負契約により発生する企業団の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

2 請負契約が解除された場合においては、譲渡される債権は、前項の規定にかかわらず、請負契約書第53条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金及び部分払金並びに請負契約により発生する違約金等の企業団の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により保証されなかった金額を控除した額の全額とする。

3 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に伴い債権譲渡額も増減するものとする。

(債権譲受人)

第4条 債権譲受人となる者は、事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。)
又は一般財団法人建設業振興基金(以下「振興基金」という。)が被保証者として適当
と認める民間事業者であって、請負業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業
(中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権(電子記録債権法(平成19年法律第102
号)第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。))の発行及び特定目的会
社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。)を行う者とする。

(債権譲渡の承諾申請)

第5条 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人は共同して企業団に対
し次の書類を提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾申請書(様式第1号) 1部
 - (2) 締結済の債権譲渡契約証書の写し 1部
 - (3) 工事履行報告書(様式第2号) 1部
 - (4) 発行日から3月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書の原本 各1部
 - (5) 当該請負工事が契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されており、保険又
は保証約款等により承諾を義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を
証するもの 1部
- 2 前項の書類は、企業団に持参するものとし、郵送等による提出は認めない。
- 3 第1項の書類の提出期限は、当該請負工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認
められる日から、当該請負契約の履行期間末日の2週間前までとする。

(債権譲渡の承諾基準)

第6条 債権譲渡は、次の事項のすべてが確認された場合に承諾するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾申請書が提出されていること。
 - ア 債権譲渡承諾申請書に、定められた必要事項のすべてが記載されていること。
請負者・譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者名及び代表者印が、工事請負契
約書及び印鑑証明書と一致していること。
 - イ 契約締結日、工事名、工事場所及び工期に誤りがないこと。
 - ウ 請負金額、支払済前払金額、支払済中間前払金額及び支払済部分払金額に誤りが
なく、債権譲渡額が請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致して
いること。
- (2) 締結済の債権譲渡契約証書の写しが提出されていること。
 - ア 債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者名並びに代表者印が
債権譲渡承諾申請書に記載のものと一致していること。
 - イ 契約締結日、工事名、工事場所及び工期に誤りがないこと。
 - ウ 請負金額、支払済前払金額、支払済中間前払金額及び支払済部分払金額に誤りが
なく、債権譲渡額が請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致して

いること。

- (3) 工事履行報告書が提出されていること。

工事履行報告書に記載されている出来高が正確に記載されていることを確認すること。

- (4) 発行日から3月以内の印鑑証明書の原本が提出されていること。

- (5) 当該請負工事が、契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されており、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。

ア 承諾書の写しは、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることを確認できること。

イ 企業団に提出済の保険又は保証証券等及び約款等の記載内容が、アの相手方及び承諾書の記載内容と一致していること。

- 6 当該請負契約が解除されていないこと又は請負契約書第47条第1項各号に該当するおそれがないこと。

(債権譲渡の承諾)

第7条 債権譲渡の承諾は、第5条に基づく適正な債権譲渡承諾申請書の提出を受けた後、前条の事項を確認したうえで、債権譲渡承諾書（様式第3号）を債権譲渡人及び債権譲受人に各1部を交付することにより行う。

- 2 前項の交付は、債権譲渡承諾申請書等を受理した日から2週間以内に行うものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第8条 第5条に定める適正な債権譲渡承諾申請書等の提出がない場合又は第6条に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

- 2 前項の場合は、速やかに、債権譲渡人及び債権譲受人に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(出来高確認)

第9条 保証事業における融資の審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。

- 2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合、債権譲受人は企業団に対し、工事出来高確認協力申請書（様式第5号）を提出するものとする。

- 3 企業長は前項の工事出来高確認協力申請書の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認する。

(融資実行報告)

第10条 第7条第1項の承諾を得た債権譲渡人及び債権譲受人が、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合は、企業団に対し連署にて融資実行報告書（様式第6号）を速やかに提出するものとする

(請負代金等の請求)

第11条 債権譲受人は、請負契約に定められた検査等の所定の手続きを経て、部分払金及び請負代金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で、企業団に対し支払を請求することができる。なお、債権譲渡人は、債権譲渡承諾後に請負代金等及び中間前払金の請求をすることはできない。

2 債権譲受人が請負契約に基づき確定した請負代金等及び中間前払金の支払を請求するときは、企業団に対し工事請負代金請求書を提出するものとする。

（様式の整備）

第12条 保証事業を実施するに当たって必要な事業協同組合等における取扱い及び契約書その他の様式等でこの要領に定めのないものは、保証事業の監督庁及び振興基金が定め、又は事業協同組合等が当該事業協同組合等の監督庁、保証事業の監督庁若しくは振興基金等と協議し、必要な手続きを経て定めることとなる。

（不正時の対応）

第13条 保証事業の監督庁、事業協同組合等の監督庁、振興基金又は捜査機関等が、請負者、事業協同組合等が保証事業に関し不正を行ったと認めたときは、第4条の規定にかかわらず、企業団は、当該不正を行った請負者又は事業協同組合等を債権譲渡人又は債権譲受人の対象から除外するものとする。

2 請負者及び事業協同組合等が企業団に提出した書面が明らかに偽造・改ざん等がなされた不正なものであったときは、企業団は、保証事業の監督官庁、事業協同組合等の監督行政庁及び振興基金及び捜査機関にその事実を通報するものとする。

附則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

なお、本制度は令和8年3月31日までの間に限り適用する。